

(写)

龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月24日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第32号

龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例（平成26年龍ヶ崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 市内における適切な旅客運送の態様の協議に関すること。</p> <p><u>(2) 前号の旅客運送に係る運賃及び料金の協議に関すること。</u></p> <p><u>(3)</u> <u>(4)</u> <u>(5)</u> <u>(6)</u> <u>(7)</u> } 省略</p> <p><u>(運賃協議部会)</u></p> <p>第7条 協議会は、第2条第2号に規定する協議を行わせるため、<u>運賃協議部会を置く。</u></p> <p><u>2 運賃協議部会は、道路運送法第9条第4項の協議会とする。</u></p> <p><u>3 運賃協議部に属する委員は、第3条第2項第1号、第5号（当該運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者に係るものに限る。）、第7号及び第8号に掲げる委員のうちから、会長が指名する。</u></p> <p><u>4 運賃協議部に部会長を置き、第3条第2項第8号に掲げる委員を</u></p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 市内における適切な旅客運送の態様及び運賃、料金等の協議に関すること。</p> <p><u>(2)</u> <u>(3)</u> <u>(4)</u> <u>(5)</u> <u>(6)</u> } 省略</p>

もって充てる。

5 第5条第2項及び第6条の規定は、運賃協議部会について準用する。

第8条 省 略

第9条 省 略

第7条 省 略

第8条 省 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。